

附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する指針（他市事例）

	浜田市 面積：689.6km ² 人口：5.46万人	浜田市 見直し点(案)	茨城県 龍ヶ崎市 面積：78.79km ² 人口：7.6万人	兵庫県 芦屋市 面積：18.47km ² 人口：9.4万人	愛知県 長久手市 面積：21.55km ² 人口：6.2万人
方針、基準名 策定(最終改正)	○浜田市附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する指針 平成25年5月		○龍ヶ崎市附属機関等の取扱いに関する要綱 平成26年3月	○芦屋市附属機関等の設置等に関する指針 令和3年4月	○長久手市付属機関等の設置等に関する要綱 令和3年11月
対象機関	○地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関(以下「附属機関」)及びこれに類するもの	○これに類するもの⇒懇談会等	○附属機関 ○懇談会等	○附属機関 ○附属機関に準ずる機関	○付属機関 ○協議会等
配置基準	○総合的かつ効果的な行政の実現を図るため、その設置の必要性に特に配慮するものとする。	○新設基準及び廃止・統合基準の明確化	附属機関の設置 ○設置目的又は所掌事務が重複、類似しないものであること ○既存手法では解決困難であること ○既存の附属機関等の見直し ○廃止又は他の附属機関等と統合	○設置する際の留意事項 ○既存の附属機関等の見直し	○付属機関等の設置 ○付属機関等の見直し
会議の公開	(別要綱にて規定) 浜田市附属機関等の会議の公開に関する要綱	—	—	○会議の公開	○会議の公開等
委員の定数	—	○(原則) 20名以内とする	○(原則)20人以内とする。	○(原則)20人以内の必要最小限度とする。	○(原則)20人以内とする。
委員の年齢	—	○概ね40歳未満の青年・若年委員の登用を積極的に図るものとする。	—	○年齢構成が偏らないようにするとともに、選任時の満年齢が70歳を超えないものとする。	○委員就任時において75歳未満のものを選任すること。
市職員	—	○市職員 特に必要がある場合を除き、委員に選任しないこと	○市の職員は、原則として委員に選任しないこと。	—	○市職員は委員に選任しないこと。
女性登用	○男女共同参画推進計画の目標値(30%)を達成できるよう努める	変更なし	○女性の登用率が30%以上になるよう努めること。	○女性委員の割合が定数の40%以上となるよう努めるものとする。	○委員には女性を積極的に登用することとし、30%以上とすること。
公募選任	○必要に応じて構成員の公募を行い、その応募者のうちから構成員を選任するよう努める	○構成員の公募を行い、その応募者のうちから構成員を選任するよう努める	○公募による委員の選任を積極的に行うものとし、20%以上となるよう努めるものとする。	○原則、1人以上 ○「附属機関等の委員の公募に関する要領」に定める。	○積極的に委員の公募の実施に努めるものとする。 ○「長久手市付属機関等委員の公募基準」に定める。
重複就任(兼職)	○同一人が就任する附属機関の数をすべての附属機関を通じて5以内とするよう努める	変更なし	○同一人が委員として兼務できる附属機関の数は、3以内とする。	○同一人を選任できる附属機関等の数は3機関までとする。	○同一人を委員として選任できる付属機関等の数は、5機関までとする。
在任期間	○再任の場合は、同一の附属機関における在任期間が10年を超えないよう努める	変更なし	○同一委員の継続在任期間は、4期又は8年以内とする。	○委員の在任期間は、10年を超えないものとする。	○委員就任時において通算して10年を超えないこと。
在任期間の特例	○所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者 ○専門的な知識、経験等を有する者が他に得られない	変更なし	○特定の職にある者を委員に充てている場合 ○特定の分野の学識経験をもって委員に充てている場合であって、他に適任者が見当たらない場合		○団体の代表として委員となる場合、専門的知識又は経験を有する者が他に得られない等特別な事情があると認められる場合
その他	○浜田市議会申し合わせ事項にて、原則、市議会議員の委員就任を制限	○関係団体等からの選任は、当該団体の意向を踏まえ、団体の長に限定せず、広く構成員の中から推薦をいただけるよう協力を求めること。	○附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任すること。 ○委員の選考については、志望動機、地区、性別等を考慮し行うこと。 ○関係団体等から委員を選任する場合は、当該団体等の代表者に限らず、当該団体等への推薦依頼をすること。	○広く各界各層から適切な人材を選任するものとする。 ○関係団体等から選任する場合は、当該団体における役職によらず、広く構成員から推薦をいただけるよう働きかける。	○広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任すること。 ○団体へ委員の推薦を依頼する場合には、当該団体の長に限らず適任者の推薦を要請すること。 ○市退職職員は、特別な事情があると認められる場合を除き、委員に選任しないこと。